

業務委託契約書

秋田県知事 鈴木健太（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、「ライフプランニング学習副読本」作成業務（以下「委託業務」という。）について、次のとおり委託契約を締結する。

（委託）

第1条 甲は、委託業務の処理を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（委託期間）

第2条 この契約による委託期間は、契約締結の日から令和9年2月26日までとする。

（委託料）

第3条 委託料は、 円とする。（うち消費税及び地方消費税額 円）

（契約保証金）

第4条 乙は、契約金額の100分の10以上の額を納付するものとする。（又は、秋田県財務規則第178条第3号により免除する。）

（委託業務の処理方法）

第5条 乙は、この契約書に基づくほか、別紙業務委託仕様書及び甲が必要に応じて指示する事項に従い、委託業務を処理しなければならない。

2 前項の業務委託仕様書に定めのない事項については、甲乙協議して処理するものとする。

（権利義務の譲渡等）

第6条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承してはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。

（再委託）

第7条 乙は、委託業務の全部を第三者に再委託してはならない。

2 乙は、委託業務の一部を第三者に再委託することができる。この場合、当該第三者の行為は乙自らの行為とみなし、これに対して乙はこの契約上の全責任を負う。

3 乙は、前項に基づき再委託する場合は、事前に再委託の内容を甲に届け出て承認を得なければならない。

4 乙が委託業務の全部又は一部を第三者と共同で行う場合であっても、この契約との関係においては、第2項の再委託とみなす。

（委託業務の調査等）

第8条 甲は、乙の委託業務の処理状況について、随時に調査し、若しくは報告を求め、又は委託業務の処理に関して乙に必要な指示を与えることができるものとする。

2 乙は、委託業務の処理に係る関係書類を常に整備し、前項における甲からの調査若しくは報告の

求めに速やかに対応しなければならない。

(委託業務内容の変更等)

第9条 甲は、必要がある場合には、委託業務内容の一部を変更し、又はその全部若しくは一部を中止することができる。この場合において、甲は、乙に対し書面により通知するものとし、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲乙協議して定める。

(履行遅延の場合における延滞金)

第10条 乙の責めに帰する事由により委託期間内に委託業務を完了することができない場合において、委託期間後に完了する見込みがあると認めたときは、甲は延滞金を附して委託期間を延長することができる。

2 前項の延滞金は委託料に対して、延長日数に応じ年3.0%の割合を乗じて計算した金額とする。

(成果品の権利)

第11条 委託業務により制作される成果品の著作権等の扱いは、次の各号に定めるところによる。

一 乙は、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権、翻案権等）、及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を無償で譲渡するものとする。

二 甲は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために成果品を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。

(検査及び引き渡し)

第12条 乙は、委託業務が完了したときは、遅滞なく、甲に対して、委託業務完了届を提出しなければならない。

2 甲は、前項の委託業務完了届を受理したときは、その日から5日以内に検査を行わなければならない。

3 前項の検査の結果不合格となり、補正を命ぜられたときは、乙は、遅滞なく当該補正を行い、甲に委託業務補正完了届を提出して再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期日については前項を準用する。

(委託料の支払い)

第13条 乙は前条の規定による検査に合格したときは、甲に対して、委託料の支払いを請求するものとする。

2 甲は、前項の支払いの請求があったときは、その日から起算して30日以内に委託料を支払わなければならない。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除し委託料を支払わない、又は支

払い済みの委託料の一部若しくは全部を返還させることができる。

一 乙の責めに帰すべき理由により委託期間内又は委託期間経過後相当の期間内に委託業務を完了することができないと認めたとき。

二 乙の責めに帰すべき理由によりこの契約に違反したとき。

三 第3項に規定する理由によらないで、契約解除の申し出をしたとき。

2 甲は、前項各号に定める場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、甲は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、乙に通知しなければならない。

3 乙は、甲の責めに帰すべき理由によりこの契約を履行することができないと認められるときは、この契約を解除することができる。

4 第1項又は第2項の規定により契約を解除した場合において、甲は、必要があるときは、委託業務の既済部分の引き渡しを乙に請求できるものとする。この場合において、甲は、その既済部分に相応する委託料を乙に支払うものとし、その支払額は、甲乙協議して定める。

(損害賠償)

第15条 乙は、前条第1項の規定により、契約が解除されたときは、委託料の10分の1に相当する額の賠償金を甲の指定する期限まで支払わなければならない。

2 前条第2項又は第3項の規定により契約を解除した場合において、乙に損害があるときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。

3 乙は、その責めに帰すべき理由により委託業務の処理に関し甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

4 前2項の規定により賠償すべき損害額は、甲乙協議して定めるものとする。

5 乙は、委託業務の処理に関し、第三者に損害を与えたときは、乙の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その賠償の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、甲の負担とする。

(秘密の保持等)

第16条 甲及び乙は、委託業務の処理に関し知り得た相手方の秘密を、自ら利用し、又は外部へ漏らし、若しくは他の目的に利用してはならない。

(関係書類の整備)

第17条 乙は、この委託業務に係る関係書類（経理を明らかにしたものを含む。）を整備し、委託業務の終了する日の属する年度から起算して5年間保管しておかななければならない。

(契約の費用)

第18条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(個人情報の取扱い)

第19条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについて、別紙「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(障害を理由とする差別の解消の推進)

第20条 乙は、この契約による事務の処理にあたっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関す

る法律（平成25年法律第65号）第10条第1項に基づく、別記「障害を理由とする差別の解消の推進に関する秋田県職員対応要領」第5条に規定する合理的配慮に留意するものとする。

（信義則）

第21条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（疑義等の決定）

第22条 この契約や業務委託仕様書に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 秋田県秋田市山王四丁目1番1号

秋田県知事 鈴木 健太

乙